



隠岐の島駐在事務所からのお知らせ春号



島根労働局公式キャラクター
しじろー



厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 新たに労働者を雇入れた際にはお忘れなく！

新年度を迎え、新たに労働者を雇入れた際には、次の事項を遵守する必要があります。トラブルや労働災害等の防止のためにもお忘れなくお願いします。

- (1) **労働条件の通知**・・・労働者を採用するときは、賃金、労働時間、その他労働条件を原則書面の交付により明示しなければなりません。

(注)令和6年4月から労働条件の明示事項等が変更されています！

- (2) **雇入れ時の健康診断の実施**・・・常時使用する労働者を雇い入れる際には、雇入れ又は直後に法定項目について健康診断を実施しなければなりません。健康診断の結果、有所見者に対しては医師から意見を聴取し必要な措置を講じて下さい。

- (3) **雇入れ時の安全衛生教育の実施**・・・雇入れ、または作業内容を変更したときは、当該労働者が従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項についての教育を実施しなければなりません。



詳しくはこちらから



2 時間外労働（残業）をさせるためには36協定が必要です！

労働基準法では労働時間は原則として、**1日8時間・1週40時間以内**とされています。これを「法定労働時間」といいます。法定労働時間を超えて労働者に時間外労働（残業）をさせる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく**労使協定（36協定）の締結**
 - **所轄労働基準監督署長への届出**
- が必要

(注) 36協定には有効期間があります。有効期間後も時間外労働をさせる場合は、改めて36協定を締結し所轄労働基準監督署への届出が必要です。



詳しくはこちらから



3 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を今年も実施します！

先日発表された気象庁の予報によると今年の夏も**「また猛暑」**となる見込みです。



全国では職場での熱中症により一年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。また近年では4月後半頃から、夏日を記録するような日もあります。そのため、準備期間である

4月から熱中症対策の準備を進めましょう！

準備期間にすべきことはこちらから



キャンペーン期間



4 アイフレイルをご存じですか？

加齢による目の機能低下を「アイフレイル」といいます。40歳を過ぎると体力が衰えるのと同じように目も衰えていきます。見えにくい状態のまま働いていると、作業ミスや事故につながります。

まずはセルフチェック



令和7年労働災害発生状況（3月10日現在）

※ 新型コロナウイルス除く

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
			隠岐郡					
死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)
1	80	13	0	35	9	0	3	1

島根県最低賃金

962円

詳しくはこちら>>>



確かめよう労働条件

詳しくはこちら>>>



過去のお知らせは

こちら>>>

